

2019年7月24日 開催

## JIS 原案作成公募制度説明会プログラム

7月24日(水) 13:30~16:30

赤坂区民センター 区民ホール3階

一般財団法人 日本規格協会 主催

司会：野田 孝彰

時刻	説明内容	資料 No. ページ	説明者
13:30~ 13:35	開会挨拶		標準化総括・支援ユニット 内田 富雄
13:35~ 13:55	産業標準化法の施行について		経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課 関野 武志
13:55~ 14:15	日本規格協会（JSA）における 認定産業標準作成機関に関する取組みについて	資料① 3ページ	標準化総括・支援ユニット 標準化総括チーム 村石 幸二郎
14:15~ 14:40	JSA 公募制度の概要と利用のすすめ	資料② 13ページ	標準化総括・支援ユニット 標準化業務管理チーム 大芦 誠
14:40~ 14:50	休憩		
14:50~ 15:15	JIS 原案作成の流れと留意事項	資料③ 25ページ	産業基盤系規格開発ユニット 金属・化学・基盤系規格チーム 江本 秀司
15:15~ 15:30	JIS Z 8301 改正について	資料④ 37ページ	規格品質管理ユニット 品質保証チーム 高橋 和敬
15:30~ 15:40	JDT2019（JIS 作成テンプレート）のご紹介	資料⑤ 45ページ	システム系規格開発ユニット 社会システム系規格チーム 阿部 裕治
15:40~ 15:50	「規格開発エキスパート」について	資料⑥ 51ページ	（一財）日本要員認証協会 瀬戸 秀基
15:50~ 16:30	個別相談会		

※ 説明内容等が変更される場合があります。

This page is intentionally left blank

資料①

JIS原案作成公募制度説明会

# 日本規格協会（JSA）における 認定産業標準作成機関に関する取り組み



2019年7月24日

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.



## 目次

### 1. JIS法の改正概要

### 2. JSAの対応

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

## 1-1. 背景

### <工業標準化法>

- 鋳工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格（JIS）の制定とJISマーク表示制度の運用のための措置を定めた法律。
- 日本の標準化は、日本工業規格（JIS）の活用により、製造業の生産性向上及び国民生活の改善に貢献。標準化活動は、政府主導による、業界内の合意を前提とした活動との位置づけ。

### <標準を取り巻く環境の変化>

- 一方、欧米では、民間取引に必要な認証として標準が活用されてきたが、80年代以降は欧州の市場統合やWTO/TBT協定に伴い、**国際市場を獲得する手段**として標準を活用。
- さらに近年では、**サービス・マネジメント分野への標準化の対象の拡大**に加え、**第4次産業革命の進展に伴い業種横断的な標準化**が進行。

グローバル市場における我が国企業や産業の競争力強化の観点から、環境変化に対応した制度設計が必要に。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

2

出典：経済産業省説明資料「JIS法の抜本的改正とルール形成戦略」

## 1-2. 改正のポイント（全体）

- 工業標準化法は、鋳工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格（JIS）の制定とJISマーク表示制度の運用のための措置を定めた法律。
- 今般、①JISの対象拡大・名称変更、②JIS制定の民間主導による迅速化、③認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰則の強化などの措置を講ずる。

### 【改正事項】

#### ① JISの対象拡大・名称変更

標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改める。

#### ② JIS制定の民間主導による迅速化

一定の要件を満たす民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに制定するスキームを追加する。

#### ③ 罰則の強化

認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる（現行は自然人と同額の上限100万円）。

#### ④ 国際標準化の促進

法目的に国際標準化の促進を追加する。

産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学、事業者等の努力義務規定を整備する。



Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

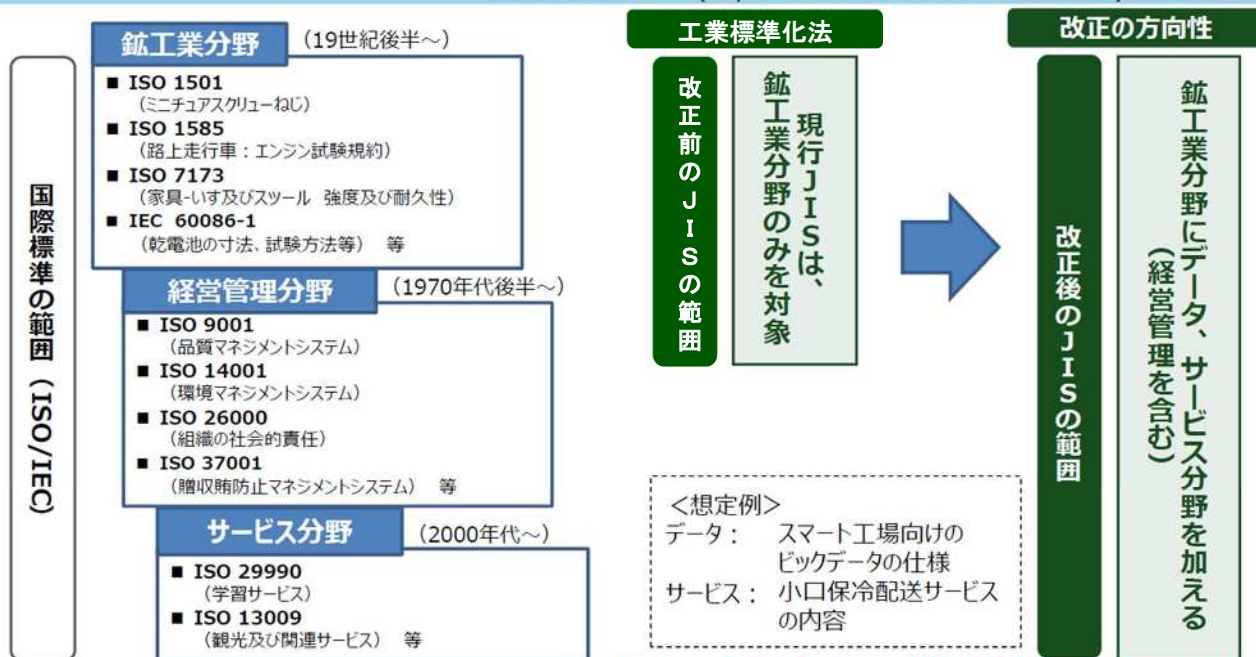
3

出典：経済産業省説明資料「工業標準化法（JIS法）の改正概要について」（一部変更）

## 1-2. 改正のポイント① JISの対象拡大・名称変更

- 国際標準の範囲に合わせ、JISの対象（JISマーク認証を含む。）にデータ、サービス分野を加える。それに伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、法律名を「産業標準化法」に改める。

※英語名称「JIS(Japanese Industrial Standards)」は継続。



※これに伴い主務大臣は、サービス業等の所管大臣まで拡大

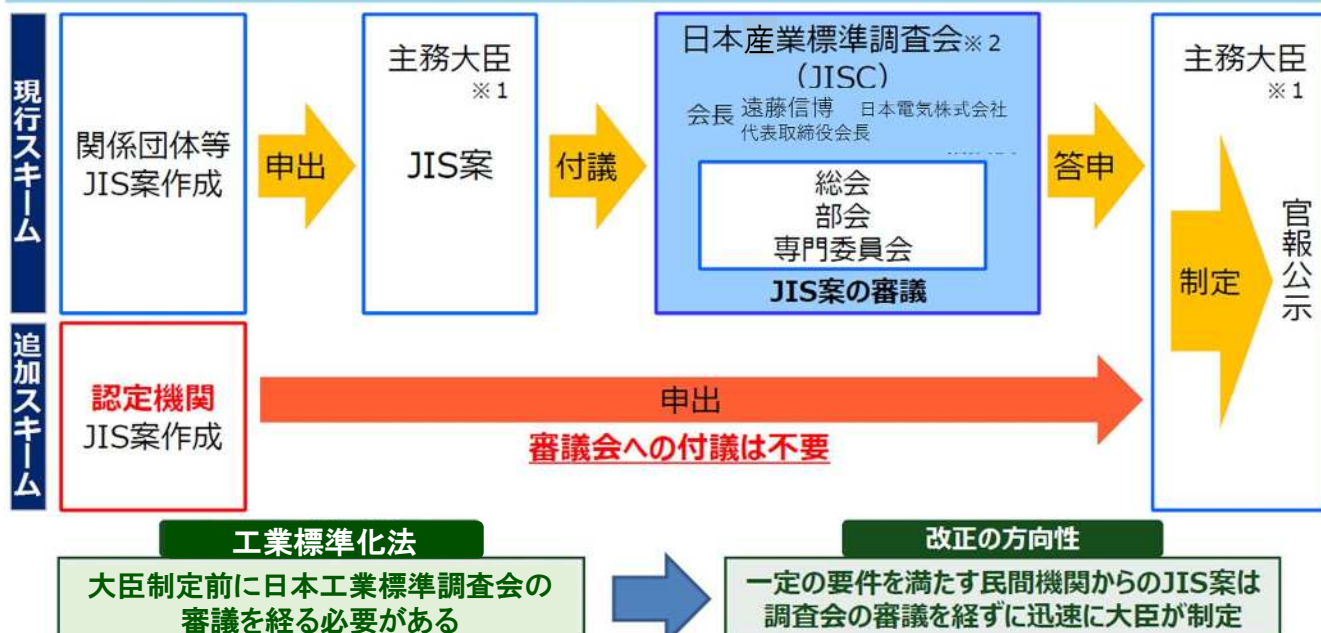
Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

4

出典：経済産業省説明資料「工業標準化法（JIS法）の改正概要について」（一部変更）

## 1-2. 改正のポイント② JIS制定の民間主導による迅速化

- 第四次産業革命に伴うイノベーションに対応するため、標準化の専門知識及び能力を有する民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに迅速に制定するスキームを追加する。



※ JIS案の申出を受けてからすぐに制定することが可能になる

※1 現行法：総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省  
 改正法：内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省

※2 生産者・使用者・消費者などの全ての利害関係者で構成。  
 工業標準化法第3条に基づき、JISC事務局は経済産業省。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

5

出典：一部編集：経済産業省説明資料「工業標準化法（JIS法）の改正概要について」（一部変更）

## 1-2. 改正のポイント③罰則の強化

- 国内素材メーカーの一連の品質データ不正事案の中で、JISマーク認証取消しが発生したことを踏まえ、JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、罰則を強化する。

工業標準化法における罰則の概要	【参考】 日本農林規格等に関する法律（JAS法）※平成30年4月施行
<b>&lt;罰則の対象&gt;</b> ・認証を取得していない事業者が、JISマークを表示した場合 ・認証取得事業者が、報告徴収及び立入検査に基づく、主務大臣による表示の除去・抹消又は販売停止の命令に違反した場合 等	<b>&lt;罰則の対象&gt;</b> ・認証を取得していない事業者が、格付又は適合の表示を行った場合 ・認証取得事業者が、農水大臣による、格付又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反した場合 等
<b>&lt;罰則の水準&gt;</b> 行為者： 1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 法人： 100万円以下の罰金	<b>&lt;罰則の水準&gt;</b> 行為者： 1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 法人： 1億円以下の罰金（法人重科）



※他法と同様の水準で抑止力を効かせることが可能になる

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

6

出典：経済産業省説明資料「工業標準化法（JIS法）の改正概要について」（一部変更）

## 1-2. 改正のポイント④国際標準化の促進

- 法目的に国際標準化の促進を追加し、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研、大学及び事業者の努力義務規定を整備する。

## 法目的の追加（第一条）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進すること並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進することによって、鉱工業品等の品質の改善、生産能率の増進その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 努力義務規定の追加（第七十条）

国は、産業標準の制定及び普及、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力並びに産業標準化及び国際標準化に関する業務に従事する者への支援を通じて、産業標準化及び国際標準化の促進に努めるものとする。

国立研究開発法人及び大学は、民間事業者と連携しつつ、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

事業者は、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、産業標準化又は国際標準化に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

7

出典：経済産業省説明資料「工業標準化法（JIS法）の改正概要について」（一部変更）

## 1-3. スケジュール(経緯)

### 施行日

■ 平成30年5月30日

・改正JIS法公布

認定機関制度：

拡大分野のJIS制定：

■ 平成30年11月29日

・準備行為施行

認定機関の申請と認定

JIS化手続き（制定・公示）

■ 令和元年7月1日

・全面施行

新法に基づく業務開始

新法に基づくJISの制定・公示

罰則強化

経過措置（※）

（※）旧JIS法に基づき任命されたJISC委員、制定されたJIS、JISマーク認証等は新法に基づくものとみなす。

## 目次

### 1. JIS法の改正概要

### 2. JSAの対応

## 2-1. 認定機関に関する法令等

### 1. 法律

- ① 産業標準化法（昭和24年法律第185号）

### 2. 政令（主なもの）

- ① 産業標準化法第七十二条第一項の主務大臣等を定める政令（平成12年政令第296号）
- ② 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関等に関する政令（昭和55年政令第266号）

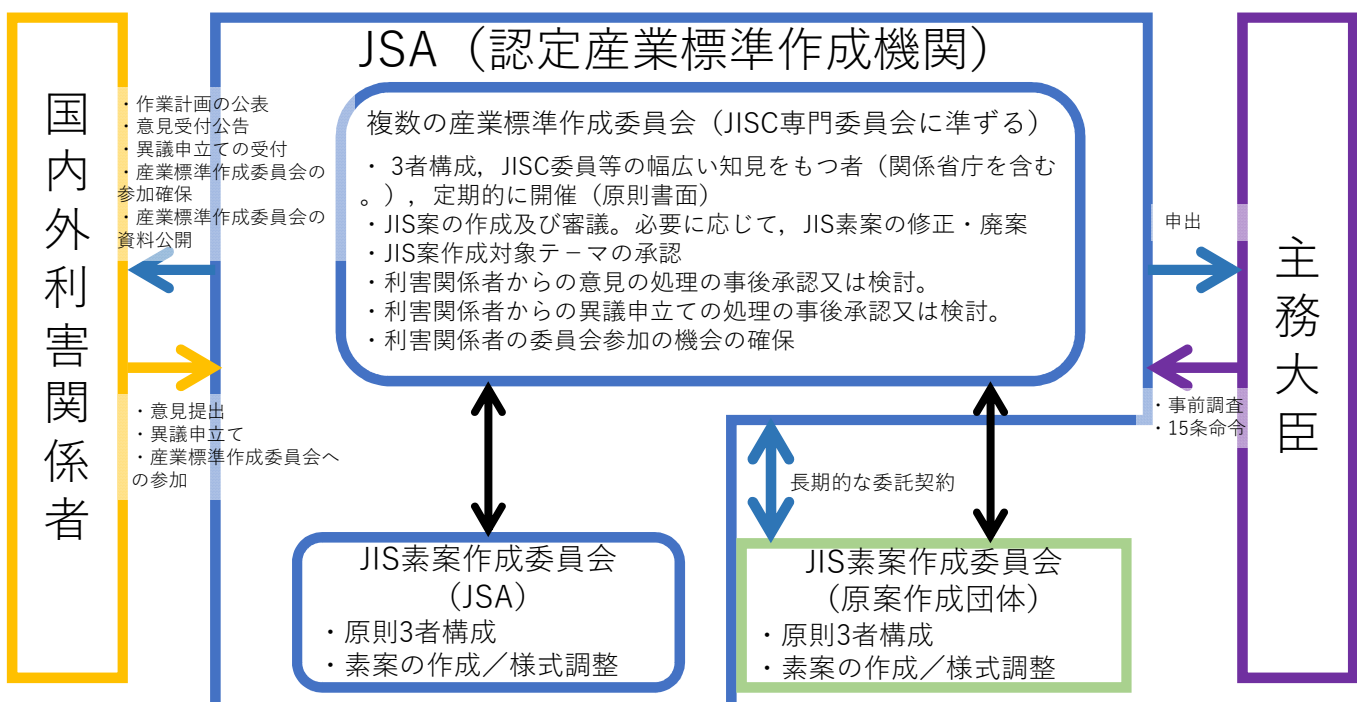
### 3. 省令

- ① 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（平成30年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）

### 4. ガイドライン

- ① 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関するガイドライン

## 2-2. JSAの認定産業標準作成機関体制





## 2-3. 第1弾申請の産業標準作成委員会及びその所掌範囲

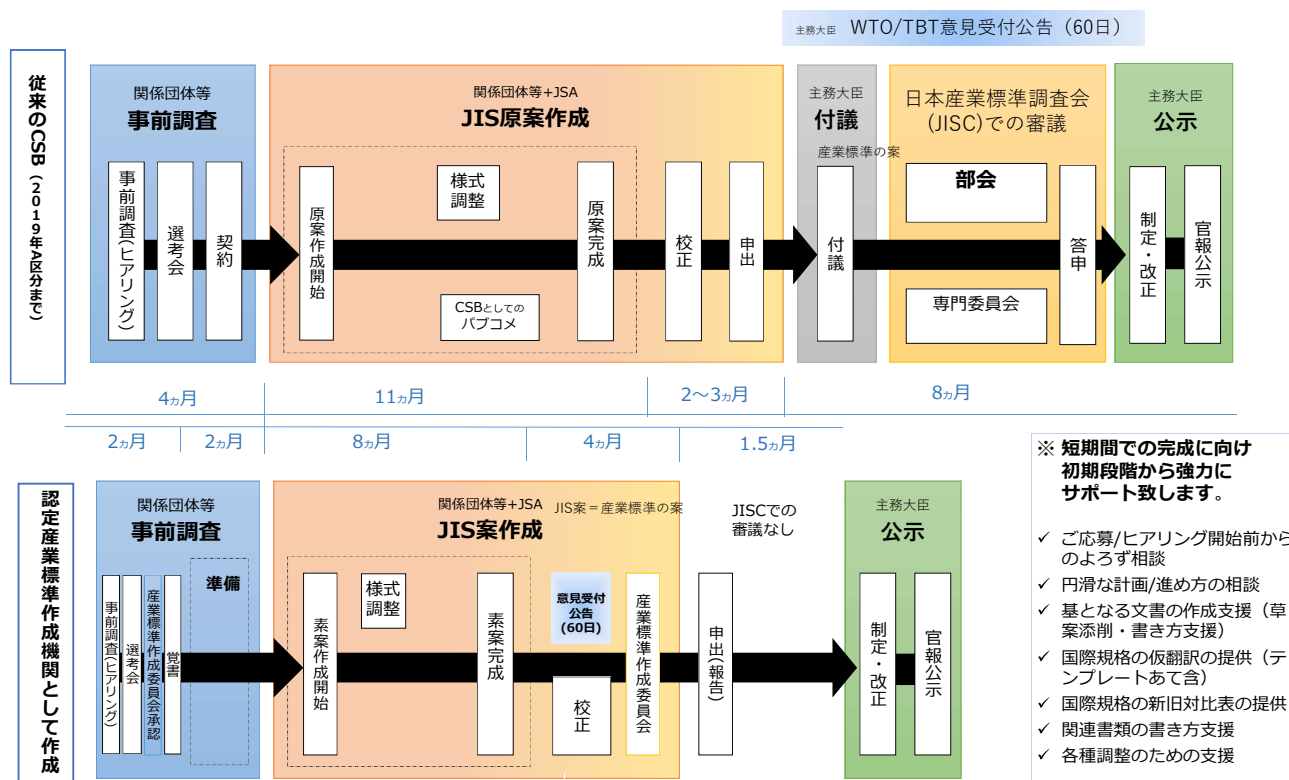
委員会名	所掌する業務の部門
基本分野	B（一般機械），X（情報処理），Z（その他）の一部
計測計量分野	B（一般機械），K（化学），R（窯業）， Z（その他）の一部
適合性評価分野	Q（管理システム）の適合性評価に関わる分野の一部
管理システム規格分野	Q（管理システム）の管理システムに関わる分野の一部
電気分野	B（一般機械），C（電子機器及び電気機械）， D（自動車），H（非鉄金属），T（医療安全用具）， Z（その他）の一部
電子分野	C（電子機器及び電気機械）の一部
情報分野	B（一般機械），X（情報処理）の一部

第1弾申請は、基本、計測計量、適合性評価、管理システム、電気、電子、情報（B, C, D, H, K, Q, R, T, X, Zの一部）  
 （計1600件弱。）

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

12

## 2-4. JIS作成のルート



Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

13

## 2-5. JIS案作成事業契約書

項目	従来の原案共同作成事業契約（CSB）	JIS案作成事業契約書（認定産業標準作成機関）
契約目的	個別JIS原案作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案作成団体で個別JIS素案作成</li> <li>・産業標準作成委員会でJIS案を作成審議</li> <li>・認定機関として主務大臣への申出</li> <li>・原案作成団体対象JIS案の明確化</li> </ul>
契約期間	1年	10年（自動更新）
JIS素案作成着手前	－	・産業標準作成委員会による作業計画の承認
JIS素案作成中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブコメ実施（30日）</li> <li>・11か月で原案作成（2019年C区分から8か月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8か月で素案作成</li> <li>・JSAによるプロセスの管理</li> </ul>
JIS素案作成後	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JSAによる意見受付公告（60日・素案公表）</li> <li>・産業標準作成委員会によるJIS案の作成・審議</li> </ul>
別表	－	認定範囲中の原案作成団体対象JIS
別紙	制定改正する個別JIS	原案作成団体が直近制定改正する個別JIS

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

14

## 2-6. 認定範囲の拡大（案）

第一弾・第二弾

第三弾以降

BtoB、国際規格との整合化等の利害関係の調整の必要性が比較の少ない分野

左記に加え、主に以下

- ・安全安心
- ・消費者関係
- ・強制法規引用
- ・JISマーク
- ・その他、社会的影響が強いもの

左記に加え

- ・他省専管・共管

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

15

## 2-7. 最終認定申請範囲

### ■ 最終認定申請範囲：全てのJISの区分（計11,000件弱）

区分	業務の範囲	区分	業務の範囲
土木及び建築	部門記号Aの鉦工業品等	鉦山	部門記号Mの鉦工業品等
一般機械	部門記号Bの鉦工業品等	パルプ及び紙	部門記号Pの鉦工業品等
電子機器及び電気機械	部門記号Cの鉦工業品等	管理システム	部門記号Qの鉦工業品等
自動車	部門記号Dの鉦工業品等	窯業	部門記号Rの鉦工業品等
鉄道	部門記号Eの鉦工業品等	日用品	部門記号Sの鉦工業品等
船舶	部門記号Fの鉦工業品等	医療安全用具	部門記号Tの鉦工業品等
鉄鋼	部門記号Gの鉦工業品等	航空	部門記号Wの鉦工業品等
非鉄金属	部門記号Hの鉦工業品等	情報処理	部門記号Xの鉦工業品等
化学	部門記号Kの鉦工業品等	役務	サービス
繊維	部門記号Lの鉦工業品等	その他	部門記号Z

## 3. 連携ネットワークの構築

### 連携・協力に関する協定書（抜粋）

#### 目的: (第1条)

本協定は、甲及び乙が互恵の精神に基づき相互の緊密な連携と協力を図ることにより、その有する情報、技術等知的資源を総合的に活かしながら、わが国の産業標準化及び国際標準化の促進と、鉦工業品等の品質の改善、生産能率の増進、その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 連携・協力事項: (第2条)

甲及び乙は、次に掲げる事項について連携・協力をする。

- 一 国内外の標準化動向に関する情報共有及び意見交換
- 二 業・技術横断型の規格開発に関する連携及び提案推進
- 三 規格開発及び普及
- 四 研究交流及び人材交流
- 五 施設及び設備の相互利用
- 六 広報及び啓発活動
- 七 その他本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

連携・協力に関する協定書をJIS案作成事業契約と併せて締結  
 (2019年7月現在、24団体と締結済み)

**ご清聴ありがとうございました**

**お問い合わせ**

日本規格協会グループ  
標準化総括・支援ユニット  
標準化総括チーム

[sdcac@jsa.or.jp](mailto:sdcac@jsa.or.jp)

資料②  
JIS原案作成公募制度説明会  
JSA公募制度の概要と利用のすすめ

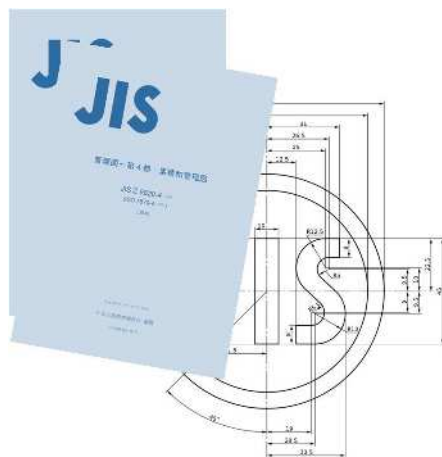


2019年7月24日

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

## 内容

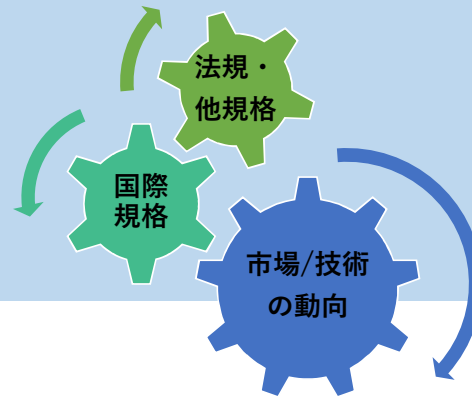
1. 公募制度のご利用
2. 公募制度の概要
3. 公募制度ご利用のメリット
4. 国際規格の仮翻訳等の提供
5. 原案作成期間の変更
6. 応募区分
7. ご応募いただく書類
8. 成果物（作成書類）



## 1 公募制度のご利用

### 次の観点からJISの制定・改正が必要な時

- 市場の変化（技術水準、ユーザーニーズ、環境配慮等）によって既存のJISと実態とが乖離している。
- 技術の進歩などによって、対応する国際規格が改訂された。
- 新たな国際規格が発行された/開発中であり、国内の実情・国際商取引を鑑みると国内における普及の促進からJIS化が必要
- 引用JIS又は関連JISが改正・廃止された。
- 強制法規、公共調達基準などとの関連で、制定・改正が必要



Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

2

## 2 公募制度の概要（1）

### JSAによる「JIS原案作成公募制度」とは

団体と弊協会とが共同してJIS原案作成

- 弊協会のノウハウ提供。原案の一貫性/一様性/様式（JIS Z 8301）の支援
  - JIS作成における共同でのコンセンサス形成
  - 申出手続きや必要な書類作成の支援
  - 特定標準化機関（CSB）のスキームの適用
  - **New** 認定産業標準作成機関としてのスキームの適用
- } **2通りとなる**

実績 ・約150団体/年、約300規格/年（平成10年度から開始）  
 ・毎年公示される規格の約60%は公募制度を利用

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

3

## 2 公募制度の概要 (2)

### CSBとCSB制度とは

- **特定標準化機関 = CSB** (Competent Standardization Body)  
 JISの原案作成を行う団体等のうち、適切なJIS原案作成の体制を維持している団体。JISCでの審議の一部を迅速化できる（CSBスキーム）。弊会もその一つ。
- **特定標準化機関（CSB）制度**  
 CSBの能力を活用することによって、JIS制定・改正のための調査審議及び事務処理を迅速化・効率化することを目的としている。具体的には、工業標準化法（現 産業標準化法）に基づく申出において、その原案作成プロセス等がすべての利害関係者の意見を十分に反映し、公平かつ公開性を確保するなど一定条件（CSB要件）に適合していることが確認された場合には、原則として部会限りでの調査審議を行い、JIS案を主務大臣に答申。

## 2 公募制度の概要 (3)

### 認定産業標準作成機関とは

- 法律改正（工業標準化法 → 産業標準化法）に伴って導入
- 標準化の専門知識及び能力がある民間機関を**大臣が認定**
- 同機関からのJIS案はJISCの審議を経ずに大臣が制定

⇒ いままでとおりにご応募ください。

- どちらのプロセス {特定標準化機関（CSB）/認定産業標準作成機関} を適用するかは、団体様との契約内容によります。
- ご相談の上、弊会で整理させていただきます。

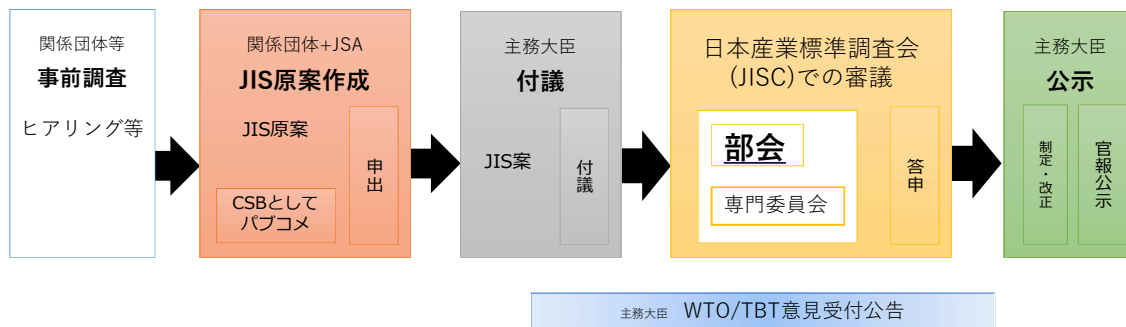


### 3 公募制度ご利用のメリット (1)

#### CSB制度利用の場合

##### a) 原則として部会審議

- 原則として主務大臣に申出後のJISC専門委員会での審議を省略
- 部会審議となってJISCでの手続期間が短縮される。



Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

6

### 3 公募制度ご利用のメリット (2)

#### 認定産業標準作成機関として作成する場合

##### b) JISCでの審議を省略

- 主務大臣に申出後のJISCでの審議を省略
- JIS案の申出を受けてから速やかな公示



Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

7



### 3 公募制度ご利用のメリット (3)

#### 支援内容と特徴

##### a) 原案作成をサポート

- 規格開発に詳しい担当者を配置し、事前調査～公示まできめ細やかに支援
- 特にJISの原案作成時の様式・委員会運営・各種事務手続き等

##### b) 財政的支援

- JIS原案作成にかかる費用（委員謝金、交通費、会場場費用等）の一部支援
- ※ ご要望の額に添えない場合もございます。追補改正だけの場合は原則として対象外

##### c) 申出の代行/手続き書類作成支援

- 申出作業は弊協会にて実施
- 事前調査や申出に必要な手続き書類の作成も支援
- 複雑な手続きのご負担軽減

##### d) 追補改正も対象

- 追補改正も対象
- 改正部分が少ない場合は素早い原案作成

##### e) JISデータベース

- 引用規格の改正状況・廃止に伴う被引用規格など、正確な情報をご提供

### 3 公募制度ご利用のメリット (4)

#### 柔軟な支援

##### f) 他の工業会などの紹介

- 委員会委員の選定時などで、日頃お付き合いの少ない業界との調整が必要な場合の調整/紹介

##### g) フレキシブルな応募

- 応募期間は、区分A,区分B,区分C と年3回ありますが、これを外れる場合でも、柔軟に対応

##### h) 業界基準や強制法規例示基準など

- 業界基準（団体規格）のJIS化や、強制法規をわかりやすく普及させるための例示基準としてのJIS作成

※ JIS以前に業界規格としての規格協会規格（JSA-S）の作成も可能（有料）

##### i) よろず相談

- 何でもお気軽にご相談ください（例）
- JISの作成プロセスの詳細を知りたい。
  - 事務局運営のノウハウがない。
  - 所掌JISのメンテナンスがしきれない。
  - 改正のタイミングがわからない。
  - 国際規格（英語）の翻訳が大変である。

## 4 国際規格の仮翻訳等の提供

- ISO/IEC等の国際規格を基礎としてJIS原案を作成される時に（CDV、DIS、FDIS等からのJIS化検討についてもお相談ください）
- 機械翻訳ではあるが、英語をそのまま読むより大幅に効率化
- 国際規格にある引用規格の対応JISの一括調査

### a) JISの新規制定の場合

- 仮翻訳を提供
- ご希望により、仮翻訳のJISテンプレート入れ ※

### b) JISの改正の場合

- 国際規格の新旧対比表（改正された国際規格の仮翻訳付き）の提供

※ 要相談、お時間をいただく場合があります。

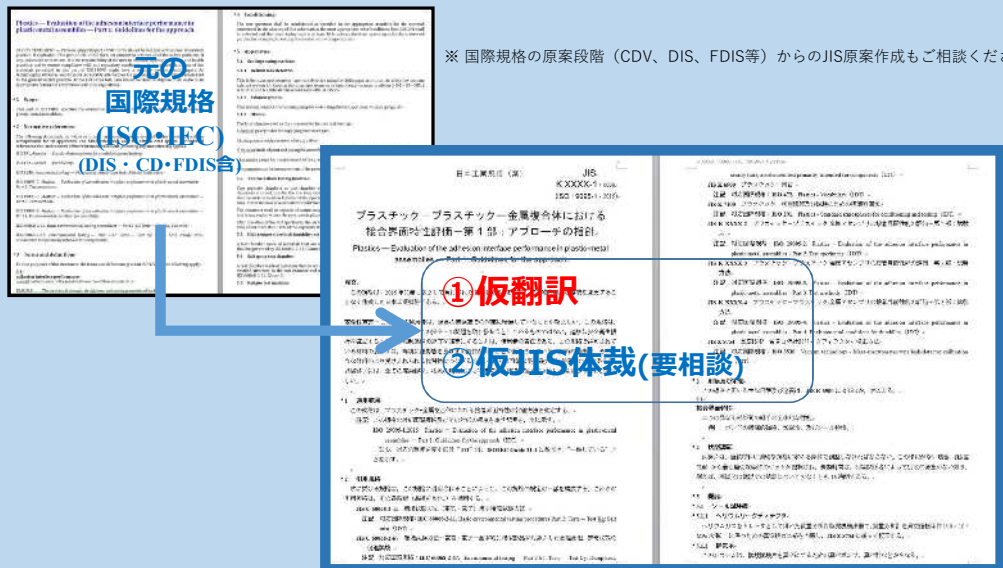
また、原案によっては必ずしもご希望にそえない場合もございます。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

10

## 基礎として用いる国際規格の仮翻訳等の提供

### a) JISの新規制定の場合



元の国際規格 (ISO・IEC) (DIS・CD・FDIS等) から JIS 原案作成 (CDV・DIS・FDIS等) への流れを示しています。右側の JIS 原案には「① 仮翻訳」として元の規格の日本語訳が記載されています。また、「② 仮JIS体裁(要相談)」として、元の規格の JIS 形式に合わせた体裁も提供可能です。

※ 国際規格の原案段階 (CDV、DIS、FDIS等) からのJIS原案作成もお相談ください。

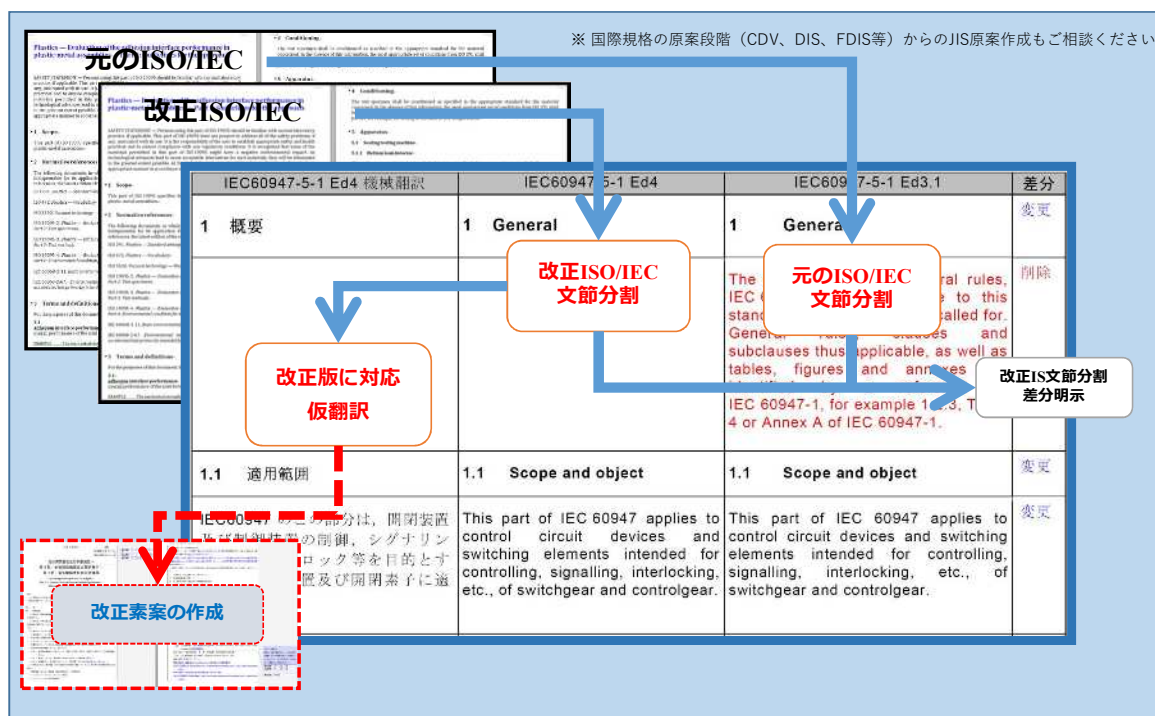
注記 あくまでも機械による仮翻訳です。専門用語等は必ずご確認願います。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

11

## 基礎として用いる国際規格の仮翻訳等の提供

### b) JISの改正の場合



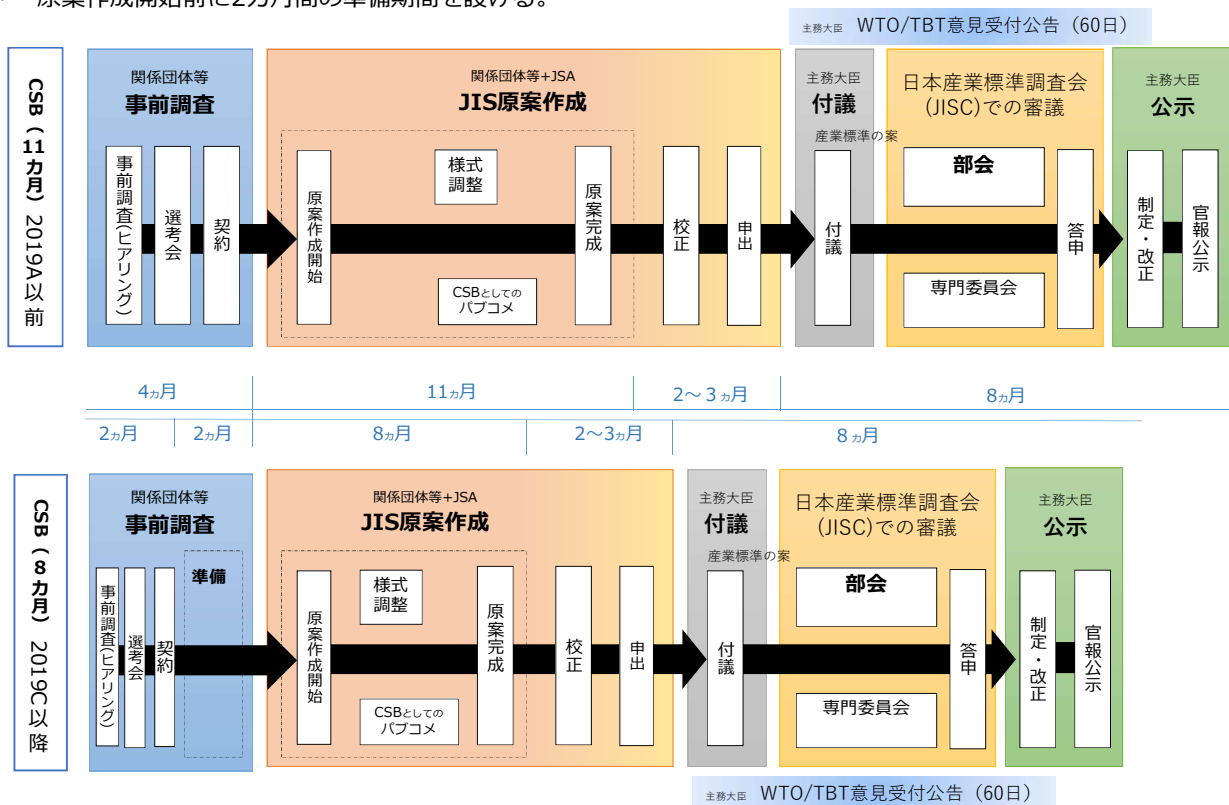
注記 あくまでも機械による仮翻訳です。専門用語等は必ずご確認ください。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

12

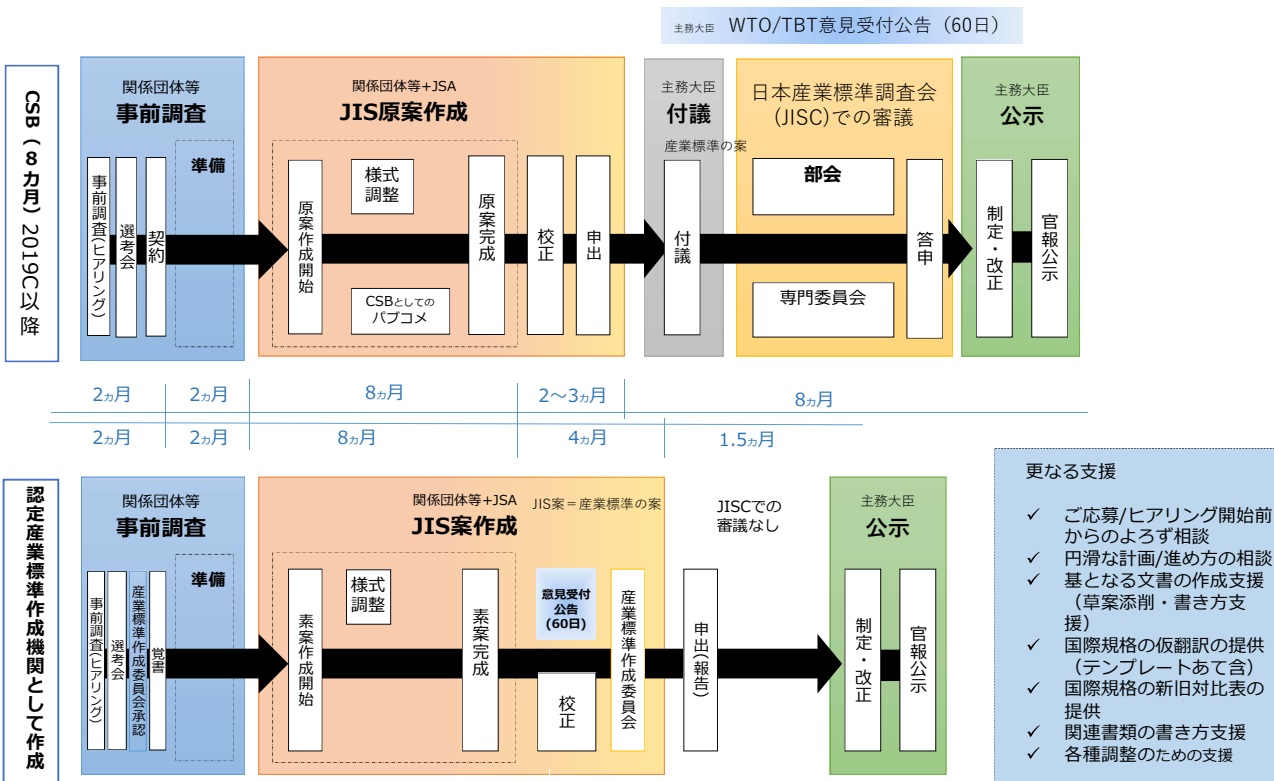
## 5 原案作成期間の変更（11→8カ月）

- ・ 原案作成期間を11カ月から8カ月へ短縮 {2019C（7月応募締切）以降}
- ・ 原案作成開始前に2カ月間の準備期間を設ける。



14

## 認定産業標準機関として作成する場合と CSBとして作成する場合の比較



15

## 6 応募区分 (1)

### 応募区分・応募締切・契約期間など (2020年度)

区分	応募締切	ヒアリング	準備	作成期間	原案作成完了 (ご提出)
2020 区分A	2019. 11.30	2019.12～ 2020.1	2020.2～3	2020.4～11	2020.11 末日
2020 区分B	2020. 3.31	2020.4～5	2020.6～7	2020.8～ 2021.3	2021.3 末日
2020 区分C	2020. 7.31	2020.8～9	2020.10～11	2020.12～ 2021.7	2021.7 末日

	2019				2020												2021												2022								
2020年度	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
A区分 CSB							ヒアリング																														
A区分 認定																																					
B区分 CSB																																					
B区分 認定																																					
C区分 CSB																																					
C区分 認定																																					

※ この区分以外の期間でも、柔軟に対応させていただきます。いつでもご相談ください。

16

## 6 応募区分 (2) 直近

### 応募区分・応募締切・契約期間など (直近は今月末：2019C区分)

区分	応募締切	ヒアリング	準備	作成期間	原案作成完了 (ご提出)
2019 区分C	<b>2019. 7.31</b>	2019.8～9	2019.10～11	2019.12～ 2020.7	2020.7 末日

	2018				2019												2020												2021								
2019年度	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
C区分 CSB																																					
C区分 認定																																					

※ この区分以外の期間でも、柔軟に対応させていただきます。いつでもご相談ください。

## 7 ご応募いただく書類

### a) 必要な書類

- ① JIS原案作成公募制度応募用紙（ヒアリング希望日付き） ---- 1部
- ② JIS原案作成概要調査書 ----規格ごとに各1部
- ③ JIS原案作成委員会開催日程及び構成員名簿 ----委員会毎に1部
- ④ JIS原案作成委員会運営費見積書（追補改正のみの場合不要） ---- 1部
- ⑤ **制定/改正予定の草案・基礎とする文書等**（ある場合。途中段階でOK）

### b) 入手・記入・送付方法

- ・ 弊社ウェブサイトから上の①～④の様式をダウンロード
- ・ URL [https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso\\_domestic02/](https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_domestic02/)  
 （   で検索） ※ **様式は最新版をお使いねがいます。**
- ・ **①～⑤を電子データ（Word・Excel）をsd@jsa.or.jp まで送付**

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

18

## 8 成果物（作成書類）

詳細は弊協会の担当者にご確認ください。

- ① JIS原案（本体及び解説） ---規格ごとに各2部
- ② JIS原案作成経過報告書（制定・改正） ---規格毎に各2部
- ③ JIS原案作成経過報告書（廃止用 制定/改正に伴う廃止がある場合） ---規格毎に各2部
- ④ 日本産業規格制定・改正等に関する特許権等の扱いに係る声明書 ---規格毎に各1部
- ⑤ 日本産業規格の制定/改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書 ---規格毎に各1部
- ⑥ 原案作成委員に関する個人情報の保護について（報告） ---規格毎に各1部
- ⑦ JIS解説書における原案作成委員に関する個人情報の保護について（報告） ---規格毎に各1部
- ⑧ JIS原案作成委員会運営費請求書 --- 1部
- ⑨ 上記①～⑧の電子データ(Word・Excel)を入れたCD・DVD等 --- 1部

- ・ **様式は常に最新版をダウンロードしてお使い願います。**  
 （法改正に伴い一部様式が変更されています。）
- ・ **認定産業標準作成機関ルートで作成の時の書式も、後日ウェブサイトでご案内します。**

※ 詳細はご提出時に確認願います。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

19

## 公募制度に関するお問い合わせ・書類など送付先

一般財団法人 日本規格協会  
標準化・総括支援ユニット 標準化業務管理チーム

〒108-0073 東京都港区三田3-13-12 三田MTビル9階  
電話:03-4231-8530, FAX:03-4231-8662  
E-mail: sd@jsa.or.jp

ご清聴ありがとうございました

This page is intentionally left blank



資料③  
JIS原案作成公募制度説明会  
JIS原案作成の流れと留意事項



2019年7月24日

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

## 1 JSA公募制度による原案作成の流れ



応募書類の受付



JSA担当者による書類確認



ヒアリングの実施



契約



委員会でのJIS原案作成  
～ JSA様式調整、委員会参加～



成果物（JIS原案他の書類）のJSAへの提出



校正、申出（主務大臣への提出）

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

1

## 2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 概要調査書 ～

### 概要調査書 = JISの設計図

- 作成経過報告書 ※ の記載をイメージしたものに
- 必要性、期待効果、規定内容、改正点を明確に記載
- 申出先の主務大臣を明示（不明な場合はJSAに確認）



※ 作成経過報告書（旧 審議経過報告書）：  
 原案作成完了後にJIS原案と共にご提出頂く書類で  
 成果物提出後の審議の基礎情報となるもの(6参照)

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

2

## 2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 原案作成スケジュール ～



### スケジュール欄には必ずJSA様式調整時期を

#### 2. 原案作成スケジュール

下記空欄へ○印を記入して、原案作成のスケジュールをお示し下さい。

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
本委員会											0
分科会											0
様式調整時期 <sup>注)</sup>											0

注) J I S原案をより適切な様式とするために、原案作成期間中にJ S Aによる様式調整を実施致します（作成中の原案を一旦ご提出頂き、様式調整を実施のうえ、必要に応じてJ S A指摘事項にご対応頂きます）。様式調整の実施可能時期に○印をご記入下さい。

注記 J I S原案等の最終成果物(解説を含む)は、契約期間終了の1か月前に提出が必要です。

#### 《様式調整時期の判断基準》

- 作成中の原案が、委員会及び／又は分科会での審議を少なくとも1回経て、構成上の規定項目を全て満たした状態になっている。
- J S Aからの指摘に原案作成期間中に対応可能である（最終委員会前である等）。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

3

## 2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 構成員名簿 (1) ～

- 委員構成には、現状のすべての実質的な利害関係者を網羅



### 委員構成区分の原則：

「生産者」「使用者」「中立者」「(販売者)」

※各区分が委員構成の半数を超えることは不可

※商取引に直接関係せず、区分を特定しにくいJISは、中立者のみでも可(単位、用語、製図、基本的試験方法等)

#### 《改正の場合の委員構成》

改正の場合、前回委員会と同じである必要はないものの、構成が異なる場合には、現状の利害関係者を網羅できている根拠を明確にするようにして下さい。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

4

## 2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 構成員名簿 (2) ～

- 中立者委員には以下も（必要に応じて関係者として）
  - － 原案の原局原課（原案内容に直接関係する省庁部門）
  - － J S A 担当者
  - － （規制等への引用有or予定の場合）規制等や公共調達の管轄省庁
  - － （JISマーク認証可能な構成の製品規格等の場合）登録認証機関
- 経産省ISO/IEC課のご担当官は通常、関係者に
- 同じ所属からの委員参加は原則不可

#### 《分科会の設置について》

分科会の設置は任意です。ただし、ご応募時点で素案をご準備頂いていないような場合、本委員会だけでの原案作成・審議では時間を要する可能性が高く、分科会の設置を特にお勧め致します。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

5

### 3 ヒアリングの実施



- 原則、対面で実施
- 制定・改正の必要性及び期待効果、規定内容、改正点、委員構成などについて確認
- 準備状況（規格素案の作成状況）の確認
- 審議スケジュール、様式調整時期の共有
- 審議ルート（部会，専門委員会，認定産業標準作成機関）の確認

ヒアリング前後に、必要に応じて内容修正をお願いしております。

### 4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA様式調整（1）～

規格は様式及び作成方法に関する統一ルールの基で作成  
**JIS Z 8301**

- 要求事項と参考情報を明確に区別
- ダブルスタンダード不可(必要に応じて規格引用)
- 矛盾、重複、過不足の排除
- 誤解の余地のない明解な規定文に
- 対応国際規格との整合，差異の明確化(対比表等)

## 4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA様式調整 (2) ～

### 国際一致規格 (IDT) の作成 どこまで編集上の修正が認められるか

#### IDTとして認められる修正例：

- ・ JIS独自の参考情報の追加 [例：附属書 (参考) や注記を追加]
- ・ 国際規格の参考情報の削除
- ・ 内容又は編集上の明らかな不備の修正
- ・ 利便性を考慮しての細別への修正  
[ダッシュ(-)又は中点(・)のみ可。a) b)…、1) 2)…などは不可]

詳細及び具体例は、JIS Z 8301 及び「JIS原案作成のための手引」をご参照ください。

## 4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA様式調整 (3) ～

### 国際規格を基礎として作成する場合の 引用規格の記載

#### 《判断基準》 引用国際規格と対応JISの規定内容によって判断

ケース	対応 (原則)
引用国際規格に対応するJISが存在し、規定内容一致	対応JISを引用 (点線下線は不要)
対応JISが存在するが、規定内容に国際規格との技術的差異あり	以下のいずれかで対応。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際規格を引用</li> <li>・ 本文で引用国際規格の内容規定 (規格引用なし)</li> <li>・ 対応JISを引用して注記で差異に言及 (点線下線)</li> </ul>
引用国際規格に対応JISが存在しない	以下のいずれかで対応。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際規格を引用</li> <li>・ 本文で引用国際規格の内容規定 (規格引用なし)</li> </ul>

詳細及び具体例は、JIS Z 8301 及び「JIS原案作成のための手引」をご参照ください。

## 4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA様式調整 (4) ～

### 2008年版様式での「注記」運用に関するお願い

#### JIS Z 8301:2008

“要求事項ではない規定事項は、注記としてもよい”（推奨・許容可）

#### JIS Z 8301:2019

“注記には、要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてはならない”

注記に推奨・許容事項を含めると、認証に際して曖昧さ発生



#### 《お願い》

**2008年版様式の場合も「注記」には要求事項ではない規定事項（推奨事項・許容事項）は記載しない（参考情報のみとする）**

## 4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA様式調整 (5) ～

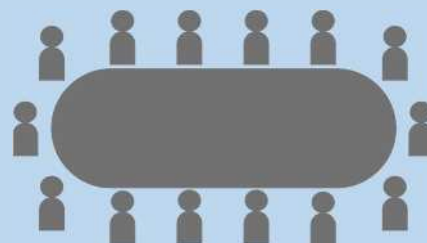
- **実施形態** : 原案への書面での確認・指摘
- **時期/回数** : 原案作成期間中 1～2回程度
- **実施期間** : 個別に調整（概ね1ヶ月程度）
- **実施者** : JSA担当者（必要に応じて複数名）

#### 《期中様式調整の納期について》

迅速化の観点で原案作成期間中に実施致します。必要に応じて複数名でも実施するため、ある程度の期間を頂く場合がございます。納期については個別に調整させていただきます。

## 4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA担当者の委員会参加 ～

- ・ 進捗、プロセスの確認及びフォロー
- ・ 様式調整と同様の観点で必要に応じて指摘・発言
- ・ 技術的な審議を最優先しつつ、規格様式上誤った方向で議論が進みそうな場合、軌道修正



《原案の事前提供のお願い》  
 委員会で審議する規格原案は、審議当日の配布ではなく、事前にご提供願います（Wordファイルで）。

## 5 パブコメ・意見受付 ～ CSB機関又は認定産業標準作成機関としての実施 ～

	CSBパブコメ	認定産業標準作成機関 意見受付
実施時期	原案作成期間中 (進捗に応じて実施)	成果物受領後
受付期間	30日間	60日間
掲載媒体	JSAホームページ	JSAホームページ
掲載情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規格名称</li> <li>・ 適用範囲</li> <li>・ 主な規定項目／主な改正点</li> </ul> ※ JIS原案は掲載せず、要望あれば開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規格名称</li> <li>・ 適用範囲</li> <li>・ 主な規定項目／主な改正点</li> <li>・ JIS案</li> </ul>
主務大臣による WTO/TBT協定に 基づく意見受付公告	申出後実施	この意見受付が兼用 (申出前)

## 6 成果物のJSAへの提出 ～ 提出物一式 ～

- ・ J I S原案, 解説原稿
- ・ 作成経過報告書 (制定・改正・廃止)
- ・ その他書類 (著作権, 特許権 等)

### 《早期提出の推奨》

原案審議が完了した原案は契約期間内のいつでも提出可能です (J S A担当者との合意の上で)。審議が早期に完了した場合には、ぜひ早めにご提出ください。規格の早期公示につながります。



## 6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(1) ～

### 作成経過報告書の重要性

記載内容は、成果物受領後の審議の基礎資料に

- ・ 主務大臣への申出
- ・ JISC技術専門委員会
- ・ JISC標準部会
- ・ 産業標準作成委員会 等



**正確かつ分かりやすい記載が必須**

《JSA担当によるチェック実施のお願い》  
 なるべく成果物提出前に、J S A担当宛に記載チェックのご依頼をお願いします。



## 6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(2) ～

### 「必要性」「期待効果」

- ・ 国家標準でなければならない理由を明確に
- ・ 「制定/改正された国際規格への整合」だけを必要性とはせず我が国へ導入する根拠を
- ・ 期待効果には具体的なメリットを（産業界、国際競争力、商取引などへの影響等）
- ・ 簡潔明瞭で、誰が読んで理解できる記載に



Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

16

## 6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(3) ～

### 「必要性」の望ましい書き方・ストーリー

#### ・ 制定の場合

現状、〇〇のような社会的背景、生じている不都合がある。  
 状況改善のために〇〇についてのJISを制定する必要がある。

#### ・ 改正の場合

“この規格は〇〇について規定したものであるが”

(☞ 現行適用範囲に基づき記載)

現在〇〇（社会環境、技術変遷の変化等）の状況にあるため、  
 〇〇のような技術的変更を行う必要がある。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

17

## 6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(4) ～

### 作成経過報告書で頻出の不備・誤記



- ・ 委員会名簿と開催状況の齟齬
  - 例1) 構成表の人数より開催状況の人数が多い
  - 例2) 関係者・事務局を人数に数えてしまっている
- ・ 出席者数が委員数（関係者・事務局等除く）の半数未満
- ・ 特許権、著作権等のJIS記載との不一致
- ・ JISマーク表示制度適用可否の実態との不整合

## 7 校正及び申出

### ・ 校正

- JSA校正部門にて本体と解説の校正実施
  - ➡ 不明点・修正指摘への対応依頼
- 校正期間：通常2か月程度



### ・ 申出

**JSA申出担当より、原案等一式を主務大臣へ提出（電子申請）**

《校正指摘への迅速な対応のお願い》  
 円滑な申出に繋げるために、校正での指摘へは迅速に回答願います。

《申出前の担当官チェック》  
 申出前には担当官による事前確認を頂きます。原案や作成経過報告書への指摘があった際には、別途対応をお願いする場合があります。

**ご清聴ありがとうございました**

**お問い合わせ**

一般財団法人日本規格協会  
標準化総括・支援ユニット  
標準化業務管理チーム

[sd@jsa.or.jp](mailto:sd@jsa.or.jp)

This page is intentionally left blank

資料④  
JIS原案作成公募制度説明会  
JIS Z 8301改正内容について



2019年7月24日

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.



## 0-1 JIS Z 8301の改正の経緯

ISO/IEC Directives2の改正の経緯

2004年（第5版）→2011年（第6版）→2016年（第7版）→**2018年**（第8版）

JIS Z 8301の改正の経緯

2008年（Directives2：**2004年版**を参考に）→2011年（常用漢字対応）→2019年  
（Directives2：**2016年版**及び**2018年版**を参考に）

### 0-2 改正の必要性和期待効果

Directives 2との差異が生じているため、次のような問題から改正が必要になった。

- ① 対応国際規格を基とした場合、様式上の差異をどのようにJIS化するか悩ましい。
- ② JISを基に国際提案する場合、細部で国際規格様式へ変更する必要が生じていた。
- ③ 対応国際規格を基とした場合、引用規格などの記載方法に混乱が生じていた。
- ④ 原案作成団体から、運用面での指摘もされ、改正要望も出されていた。

⇒国際規格との整合が取りやすく、原案作成上の負担が軽減でき、規定内容の明確化も図れる。

### 0-3 改正に当たつての基本方針

**Directives2の構成に基づく**（旧Z8301の構成と異なるが、今後、Directives改訂への対応が容易）  
ただし、JISとして検討が必要な部分に変更を加え、分かりやすくする。

## 0-4 主な改正点（その1）全体構成

- ① ISO/IEC Directives2に合わせた構成とした。
- ② 「製品規格のまとめ方」などは、「JIS原案作成のための手引」に移動するとして削除した。
- ③ 読みやすさなどを考慮し、行間などを変更した。

## 0-5 主な改正点（その2）規格の構成及び表現

- ① まえがきは法改正を反映させるとともに、規格群の記載は任意とした。
- ② 序文は、対応国際規格がない場合、通常は、記載しない旨を明記した。
- ③ 引用規格並びに用語及び定義の箇条は、該当内容がない場合でも必須要素とした。
- ④ 引用している規格の一部又は全部が要求事項を構成している規格だけを引用規格とし、推奨事項、許容事項などを構成している規格は参考文献とした。
- ⑤ 用語及び定義の箇条に特有な「注釈」の表記法を新たに設け、記載方法を改めた。
- ⑥ 注記、注などへの要求事項、推奨事項、許容事項などの記載の是非を明記した。
- ⑦ 「できる」「できない」「すべきである」などの表記の適用を明確化した。
- ⑧ 引用規格の注記で記載していた「対応国際規格」の表記方法を適切な内容に改めた。
- ⑨ JISと対応国際規格との対比表の様式をA4縦として、見出し欄を整理した。
- ⑩ 複数頁にまたがる図又は表の題名・「続き」の簡素化した表記法を取り入れた。
- ⑪ その他、ぶら下がり段落は避けなければならないとするなど細かな点の記載法を改めた。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

2

## 1. 主な改正点（その1）全体

- ① ISO/IEC Directives Part2に合わせた構成とした。
- ② 用字の仮名遣い、送り仮名、用語及び外来語の表記のうち参考となる事例、「製品規格のまとめ方」、「解説のまとめ方」などは、「JIS原案作成のための手引」で対応するとして削除した。
- ③ 読みやすさなどを考慮し、箇条の題名、段落などの行間を変更した。

### 9.4 量の表し方

#### 9.4.1 量記号の表し方

量記号は、可能な限りJIS Z 8000規格群によることが望ましい。

量記号は、斜体で表す。量記号は、通常、1文字で表す。同じ規格内で、同一の記号を異なる量を表すために用いてはならない。ただし、やむを得ず同一の記号を用いる場合には、記号の説明を加え、明確に区別できるように記載しなければならない。

関連する概念の量記号を区別するために、下付き文字を用いるとよい。やむを得ない場合を除き、下付き添字を付けた量記号に更に下付き添字を付けた量記号は、用いない。



### 9.4 量の表し方

#### 9.4.1 量記号の表し方

量記号は、可能な限りJIS Z 8000規格群によることが望ましい。

量記号は、斜体で表す。量記号は、通常、1文字で表す。

同じ規格内で、同一の記号を異なる量を表すために用いてはならない。ただし、やむを得ず同一の記号を用いる場合には、記号の説明を加え、明確に区別できるように記載しなければならない。

関連する概念の量記号を区別するために、下付き文字を用いるとよい。やむを得ない場合を除き、下付き添字を付けた量記号に更に下付き添字を付けた量記号は、用いない。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

3

## 2. 主な改正点（その2）規格の構成及び表現

### 2.1 まえがき

部編成であっても、**規格群の情報を必ずしも記載しなくてもよい。**

[旧：6.1.3 e) ]

規格が部編成の場合には、各部の規格の名称の補完要素を記載する。

(新：12.5.2.1)

規格が部編成の場合には、規格群の名称並びに各部の番号及び名称を表記してもよい。

### 2.2 序文

**対応国際規格を基礎としていない場合、通常、序文を記載しない。**

(旧：C.2の例7) ⇒次の例があり、記載しなければならないとの誤解が生じていた。

“この規格は、200X年に制定され、・・・その後の・・・に対応するために改正した。

なお、対応国際規格には現時点で制定されていない。”

(新：13.1)

対応国際規格を基礎としていない場合 通常、序文は記載しない。

### 2.3 引用規格

①引用規格がなくても、“引用規格”の箇条は必ず設ける(必須要素) (15.3)

。引用規格の箇条は、参考要素とする(15.2)。

②引用する規格が要求事項を構成している場合だけ、引用規格の箇条に記載する

。推奨事項・許容事項を構成している規格は参考文献一覧に記載する(15.5.3)。

③対応国際規格で引用されている国際規格をJISに置き換えた場合、注記で対応国際規格で引用している引用国際規格を“対応国際規格における引用規格”と記載し、その情報を記載してもよい。その際、対応の程度を表す記号は記載しない(15.5.2.2)。

①[引用規格がない場合の記載]

#### 2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

②[例えば本文中に] JIS X XXXXに規定する y y y y でなければならない。⇒このJISは引用規格となる。

[例えば本文中に] JIS X XXXXに規定する y y y y が望ましい。⇒(推奨) このJISは参考文献となる。

[例えば本文中に] JIS X XXXXに規定する y y y y でもよい。⇒(許容) このJISは参考文献となる。

③JIS B 0672-1 製品の幾何特性仕様 (GPS) – 形体 – 第 1 部：一般用語及び定義

注記 対応国際規格における引用規格：ISO 14660-1, Geometrical Product Specifications **☞記載しなくてもよい**

(GPS) – Geometrical features – Part 1: General terms and definitions

## 2.4 用語及び定義

- ①定義する用語がなくても、“用語及び定義”の箇条は必ず設ける(16.3)。
- ②定義文は、当該用語に置き換えることが可能な句の形式で記載し、**文末には句点を付けない。用語及び定義におけるこれまでの“注記”は、要求事項、推奨事項、許容事項などを記載できる“注釈”に変更する(16.5.8)。(この箇条特有)**
- ③代替用語、推奨しない用語は、用語の前にそれぞれ、“代替用語：”、“推奨しない用語：”と表記し、優先用語と区別する(16.5.4)。

### ①[定義する用語がない場合の記載]

#### 3 用語及び定義

この規格には、定義する用語はない。

#### ②3.2.4

##### 段落

見やすくまとめられた文の塊

**注釈1** 段落は、改行によって区分けする。

#### ③3.5

##### 粘着剤

推奨しない用語：にかわ

粘着によって素材同士を接着可能な物質

## 2.5 注記、本文の注

従来、“規格の理解又は利用を助ける追加情報だけを記載する。要求事項又は規格を利用するために不可欠な情報を含めない。”と規定していたが、“**要求事項、推奨事項又は許容事項を含めてはならない。**”と明記した(24.5)(26.5)。

(新：24.6の例)

注記の不適切な例を、次に示す。

**例 注記1** この文脈では、部は別の規格とみなさなければならない。

(“なければならない”は、要求事項になる。)

**注記2** 代わりに、…の負荷で試験を行う。

(“…を行う”は、要求事項になる。)

**注記3** 試験所がより大きな組織の一部である場合は、利害が対立する部門が

・・・となる組織構成であることが望ましい。

(“望ましい”は、推奨事項になる。)

**注記4** それぞれが一つ以上の機能をもってもよい。

(“してもよい”は、許容事項になる。)



## 2.6 対応国際規格を基礎とした場合（許容される編集上の変更）（36.2）

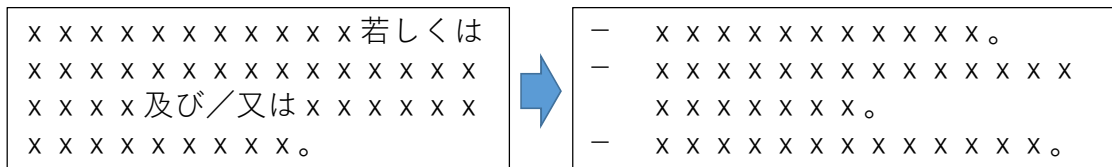
新たに追加（これは、技術的内容の変更には当たらない）

①対応国際規格に、記載内容又は編集上の明らかな不備が認められたとき、それを修正する。

②対応国際規格の“Footnote”を“注”として記載する。（実態として既に運用済）

③ 対応国際規格では一つの段落の中に記載している幾つかの情報を、分かりやすく細別として記載する。

③は、対応国際規格で一つの段落に記載された内容を細別として記載する。この場合の細別符号は、“-”又は“・”を用いる。



Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

8

## 2.7 JISと対応国際規格との対比表

A4横様式からA4縦様式に変更し、記載内容も簡略化した（附属書G）。

JIS X XXXX:9999 名称		ISO/IEC 00000:9999, 英文名称				
(I) JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容	(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容	箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
JIS 番号		対応国際規格番号: 発行年, (JIS と国際規格との対応の程度の全体評価の記号)				
a) JIS の箇条番号	b) 対応国際規格の対応する箇条番号	c) 箇条ごとの評価	d) JIS と対応国際規格との技術的差異の内容及び理由		e) JIS と対応国際規格との技術的差異に対する今後の対策	

技術的差異は、JIS の内容及び国際規格の内容を記載して説明する機会が多いことから、統合した。また、差異の理由もここに移した。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

9

## 2.8 その他

①細別の前に、必ずしも“次による。”という前置き文を置かなくてもよい(規定を外した。図I.4の字配りでも示した。必要な場合には記載する。)

②規定文は、できるだけ能動態とし、不自然な場合は受動態としてもよい(H.1)。

③許容差、範囲などを示す数値は、紛らわしくない場合でも、基本的に全ての数値の後に単位記号を記載するとした(9.3.2)。

(“0 °C～10 °C”、 不適切な例：“0 ～10 °C”)

(“10 mm～12 mm”、 不適切な例：“10～12 mm”)

④式などに用いる記号は、“ここに”を前置きして説明しているが、“ここで”に変更した。 $\square_{\square} = \frac{\square_{\square} - \square_{\square}}{\square_{\square}} \times \frac{\square_{\square} + \square_{\square}}{\square_{\square}}$

ここで、	$\square_{\square}$ :	□□□□□□□□
	$\square_{\square}$ :	□□□□□□□□
		$\square_{\square} \times \square_{\square} = \square_{\square}$
		$\square_{\square} \triangle : \square_{\square} \square_{\square}$

⑤箇条番号を他の箇所でも引用・参照する場合の“箇条”の文字を太字で示すとした(J.1.4)。

## 2.8 その他②

①注記、注、例などのインデントは、**全て**対応する段落より**1字下げ**とした(明文化していないがJ.1.3の図J.4の字配りで示している。)。規格の体裁を記載した附属書を規定に改めた(附属書J)。

②用語及び定義などで他の規格で規定する用語を転載して記載する場合などに「**出典**：・・・」記載する記載方法を明記した(16.5.9)。

③適用範囲の注記などで対応国際規格の名称などの表記において、追補のある国際規格の記載方法として「**+Amendment 1:2019**」といった記載例を示した(14.5)。

④注の記載が1か所に続く場合、“**注**”の文字を繰り返して記載する(明文化はしていない。)(図J.4)。

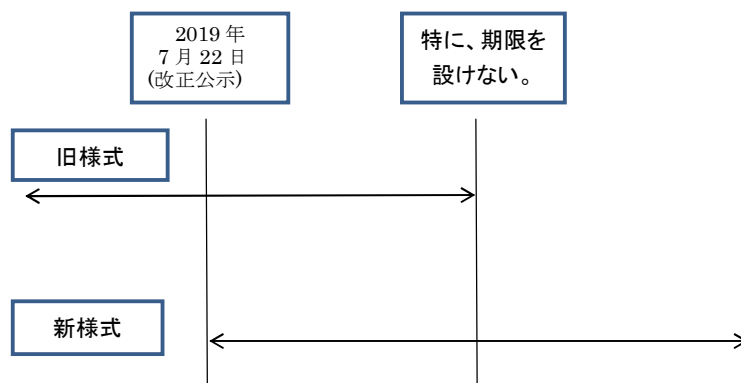
⑤図・表に記載された記号を説明する場合、“**記号説明**”として記載する。

## 2.9 その他③

- ① JIS独自に追加した箇条・細分箇条・図・表・附属書について、**序文**で独自に追加したものであることを**明記**した場合には、該当箇所に点線下線又は側線を示す必要がないことを明記した(36.4,36.5)。
- ② 法改正に伴い、まえがき及び序文の記載例を改めた(附属書E)。
- ③ 外来語表記の語尾の長音符号を省く場合の原則についての表を削除した。
- ④ 角括弧を更に括弧でくくる場合に亀甲括弧を用いることを許容した(H.4.7)。
- ⑤ 追補について、二つ以上の技術的内容の改正を行う場合には追補で改正しない旨の規定を削除した(I.2)。

## 3. 改正版の適用の経過措置について

JIS Z 8301は2019年7月22日に改正されましたが、この日以降に原案作成の手続きに着手される原案は、できるだけ新様式での作成をお願いします。



・新Z 8301の適用は、例えば用語及び定義の箇条だけを新Z 8301に従うといった部分採用の適用はしないようにお願いいたします。新Z 8301によって作成された、又は新Z 8301で作成したい原案ファイルには、透かしで“JIS Z 8301:2019様式”と入れて様式調整することを検討中。様式調整時までいずれの様式とするかを決めてください。

## 4. 改正版の説明会開催日について

JIS Z 8301:2019の主な改正点の説明会を次のとおり開催予定

①令和元年7月22日：実施済み

②令和元年8月9日 13：30～

場所：一般財団法人日本規格協会 1階セミナールームA

③令和元年9月2日 13：30～

場所：一般財団法人日本規格協会 1階セミナールームA

**ご清聴ありがとうございました**

**お問い合わせ**

日本規格協会グループ  
標準化総括・支援ユニット  
標準化業務管理チーム

[sd@jsa.or.jp](mailto:sd@jsa.or.jp)



2019年7月24日

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.



## 1. JDT (JIS Draft Template) の概要

JIS Draft Templateは、JIS規格票を作成するためのテンプレートです。

Microsoft Word上で動作します。

JDTを使うと、JIS Z8301:2019に準拠した規格票を簡単に作成できます。

JIS, 追補, TS, TR, 解説に適用できます。

**JISを電子申請する場合、JDTで作成する必要があります！**

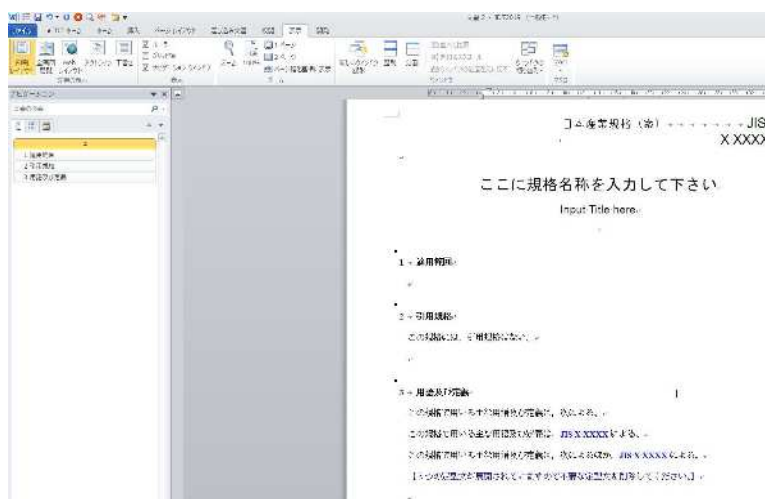
## 2. JDTの起動方法

- ・ JDTのアイコンをクリックして起動します。

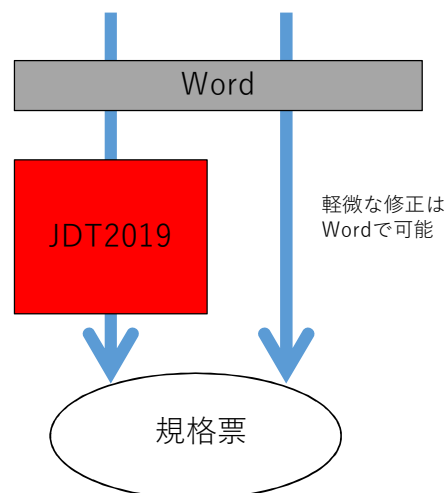


旧版（JDT2018以前）と共存できますが、  
原案の互換性はありません。  
原案に応じて使い分けてください

## 3. JDTの動作イメージ

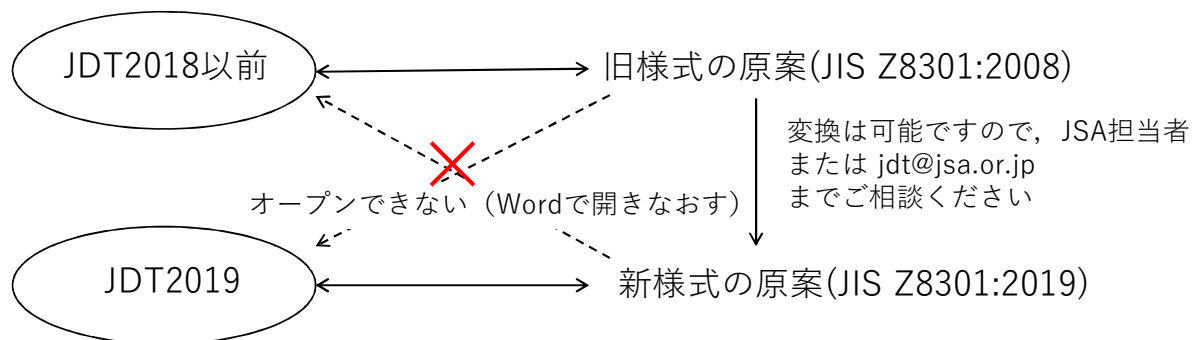


JDTを起動すると、  
「JISのテンプレートを使ったWord」  
として動作します。



## 4. 旧JDTとの互換性

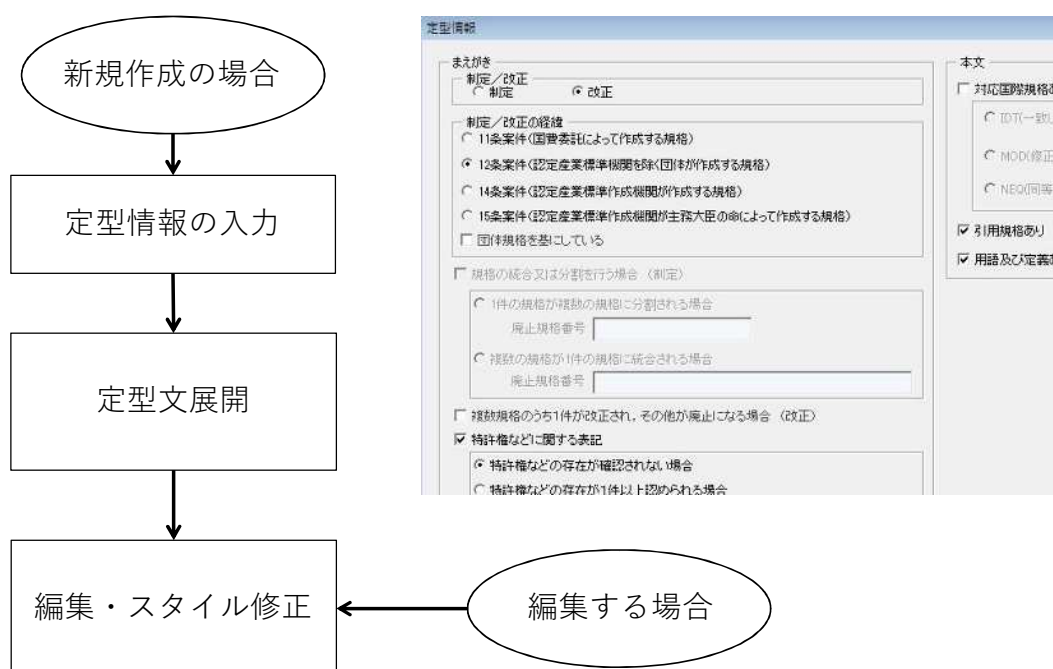
JIS Z8301:2019は、規格票のレイアウトが2008版と大きく異なるため、対応するJDT2019は、旧JDT（JDT2018, JDT2017, JDT2014など）との間に互換性がありません。作成時期に合わせて使い分けをお願いします。



Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

4

## 5. JDTによる規格開発のフロー



Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

5

## 6. JDT2019の特徴

- ・ JIS Z8301:2019の新様式（文書レイアウト，段落間隔，字配りなど）に対応。
- ・ 対応国際規格との対比表が，A4縦長用紙で作成できます。
- ・ 新規に定められた「用語定義の注釈」などのスタイルに対応します。
- ・ 「産業標準化法」の改正に伴い変更された定型文に対応（定型情報による）。
- ・ 箇条構成とナビゲーションウィンドウを連動します。

## 7. JDT2019のリリース

JDT2019は，7/22リリース予定です。

JISCホームページからダウンロードできます。

お問い合わせは，（一財）日本規格協会 JDT担当

[jdt@jsa.or.jp](mailto:jdt@jsa.or.jp)

までお願いします。



**ご清聴ありがとうございました**

**お問い合わせ**

一般財団法人日本規格協会  
標準化総括・支援ユニット  
標準化業務管理チーム

[jdt@jsa.or.jp](mailto:jdt@jsa.or.jp)

This page is intentionally left blank

## 資料⑥

JIS原案作成公募制度説明会

# 「規格開発エキスパート」について



2019年7月24日

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.



## 規格開発エキスパートとは

### ・沿革

2017年5月1日付で「標準化人材登録センター（RCES）」を設立、2017年7月より「規格開発エキスパート」資格登録を開始。2019年4月より、一般財団法人日本要員認証協会 標準化人材登録センター（RCES）にて事業を承継。

### ・求められる力量

#### ○規格開発エキスパート補（RCES SER01 3.1）

国際規格、国家規格、団体規格、社内規格等の規格の開発に関する専門的な知識を有し、それらに参画するための基礎的な力量を有する者。

#### ○規格開発エキスパート（RCES SER01 3.2）

国際規格、国家規格、団体規格、社内規格等の規格の開発に関する専門的な知識と経験を有し、それらに参画するに十分な力量を有する者。

### ・資格基準

#### ○RCES SER01 規格開発エキスパートの資格基準及び手続き

標準化人材登録センターのサイトで公開しています。

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

1

## 規格開発エキスパートへの登録要件

### ・登録要件

#### ○規格開発エキスパート補 (RCES SER01 4.1)

申請日から起算して5年以内に、当センターが承認する規格開発エキスパート専門講座を修了する。

#### ○規格開発エキスパート (RCES SER01 5.1)

規格開発エキスパート補に登録し、以下のいずれかに該当する実績を示し「格上げ」をする。

- a. ISO/IEC規格開発会議エキスパートとして2年以上の活動実績がある
- b. ISO/IEC規格国内委員会委員として2年以上の活動実績がある
- c. JISの原案作成委員会委員として2年以上の活動実績がある
- d. 団体規格開発委員会委員として2年以上の活動実績がある
- e. その他、a から d までの活動と同等と認められる活動実績

### ・新規登録料

無料

## 規格開発エキスパート講座について

### ・分類

#### ○規格開発エキスパート導入講座 (RCES SER01 2.3)

規格開発エキスパート専門講座を受講するために必要となる、標準化に関する基礎的な知識を習得する講座

#### ○規格開発エキスパート専門講座 (RCES SER01 2.4)

「標準化専門家<sup>1)</sup>」として必要となる知識を習得する講座。この講座の受講には、規格開発エキスパート導入講座を修了していなければならない。

注<sup>1)</sup> 経済産業省が2017年2月に公表した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」で定義されている、標準化を主たる業務とし、経営層が策定したルール形成戦略に位置づけられた標準化を実現する社内外の人材。(RCES SER01 2.2)

## 規格開発エキスパート講座について

### ・概要

○規格開発エキスパート導入講座（RCES SER03 5.1、5.2）

時間数：5時間以上

内容：座学での講義

○規格開発エキスパート専門講座（RCES SER03 5.1、5.2）

時間数：20時間以上

内容：座学及び実技。実技の時間は、講座の全ての時間の20%以上又は4時間以上

## 規格開発エキスパート講座の開催スケジュール

### ・規格開発エキスパート導入講座（講座名：標準化セミナー 戦略的標準化活用基礎講座）

日程	開催地	開催場所
2019年10月03日(木)	東京	日本規格協会 三田MTビル 11階セミナールーム
2019年10月17日(木)	名古屋	日本規格協会 名古屋支部（RT白川ビル7F）
2019年10月31日(木)	大阪	日本規格協会 関西支部 研修会場

### ・規格開発エキスパート専門講座（講座名：標準化セミナー 規格開発エキスパート講座）

日程	開催地	開催場所
2019年11月21日(木)	東京	日本規格協会 三田MTビル 11階セミナールーム
2019年11月22日(金)		
2019年12月16日(月)		
2020年01月23日(木)		

申込は「JSA GROUP Webdesk」から可能です（有料のセミナーです）。

アドレス：<https://webdesk.jsa.or.jp>

## 資格の更新について

### ・登録期間

2年間（RCES SER01 6項）

### ・更新登録料

¥3,000（税抜）/2年間（RCES SER01 附属書2）

### ・資格更新時に必要となる提出物

- ・申請書
- ・継続的専門能力開発（CPD）実績記録
- ・振込連絡票（払い込み記録）
- ・顔写真
- ・苦情等の記録

（RCES SER01 10項）

## 継続的専門能力開発（CPD）実績記録について

### ・規格の開発・作成に関する1年以上（事務局としての活動の場合は1.5年以上）の活動実績

活動内容を所定の様式に記入し、活動主体責任者からの証明（署名、捺印）を受けるか、活動主体からの委嘱状（又は、それに類する書類で活動期間を示すもの）のコピーを添付して提出（RCES SER01 10項⑤）。

### ・規格・標準化に関する研修会等への参加を通じて習得した内容のレポート、又は規格・標準化に関する書籍等での自己学習を通じて習得した内容のレポート

セミナー、講演会への参加又は書籍等での自己学習の場合は、所定の様式に目的、能力開発の活動及び習得内容を800字程度で記述し提出すること（RCES SER01 10項⑤）。

## 規格開発エキスパートの案内ページ

日本規格協会グループHPのトップ→日本要員認証協会のバナー→標準化人材登録センター（RCES）  
 こちらのページで資格基準文書、申請書様式などをダウンロードできます。

(<https://www.jrca-jsa.or.jp/rces>)

詳細は「規格開発エキスパートの資格基準及び手続き（RCES-SER01 改定1版）」をご覧ください。



The screenshot shows the JSAGROUP website navigation. The top navigation bar includes '標準化人材登録センター (RCES)' which is circled in red. Below the navigation bar, the main content area displays the RCES page. The page title is '規格開発エキスパートの資格基準及び手続き' and the sub-header is '標準化人材登録センター (RCES)'. A red circle highlights the RCES logo and the page title.

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

8

ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ

一般財団法人日本要員認証協会  
 標準化人材登録センター

[rces@jrca-jsa.or.jp](mailto:rces@jrca-jsa.or.jp)

Copyright 2019 JSA GROUP. All Rights Reserved.

9

This page is intentionally left blank





# 【東京開催】 JIS Z 8301:2019 (規格票の様式及び作成方法) 規格改正説明会 2019年8月9日(金)・9月2日(月)

## 参加のおすすめ

日本産業規格などの規格票の構成及び規格の作成方法について規定した JIS Z 8301 が 7 月に改正される予定です。

この改正によって、JIS 原案作成における不明確な点の解消及び国際規格を基とした JIS 原案作成が容易になることから、JIS の品質の改善、JIS 原案作成の合理化、消費者保護、貿易の円滑化に資することが期待されます。

本説明会は、規格改正ポイントを詳しく説明致します。

## 受講料

- 一般：12,960 円 (テキスト代、消費税含む)
- 維持会員：11,664 円 (テキスト代、消費税含む)
- ※受講料には JIS Z 8301:2019 の規格を含みません。

## プログラム

13:30~16:30

主催者挨拶  
規格改正の経緯、概要及び JISZ8301 改正のポイント  
質疑応答

※プログラムは変更になる場合がございます

## 講師

高橋 和敬  
一般財団法人日本規格協会  
規格品質管理ユニット 品質保証チーム 高度エキスパート

## 会場

日本規格協会 セミナールーム  
(東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

## 申込要領

JSA Webdeskからお申し込みください。

トップページ (<https://webdesk.jisa.or.jp>)  
⇒セミナー・説明会・国際標準化研修⇒規格説明会  
または、「日本規格協会 セミナー」で検索

FAXでのお申し込みの場合は、上記より申込書をダウンロードしてご使用ください。

お申し込みいただいた方には、受講のご案内(受講券、請求書、開催案内等)を原則開講1か月前にお送りいたします。請求書受領後 30 日以内にお振込みをお願いいたします。

定員になり次第、お申し込みを締め切らせていただきます。

最少開催人数に満たない場合は、開催を中止させていただきます場合があります。

詳細はウェブサイトをご覧ください。

## 【キャンセルの取り扱いとお願い】

キャンセルの場合は開催 1 週間前までに Webdesk「お問い合わせフォーム」によりご連絡をお願いいたします。ご欠席の場合は返金をいたしませんので、代理の方のご出席をお勧めいたします。なお、キャンセル・ポリシーは以下の通りです。

### ●キャンセル・ポリシー

7 日前～2 日前キャンセル	受講料の 20%
前日キャンセル	受講料の 70%
当日キャンセル	受講料の 100%

## 【その他】

資料は当日配布いたします。



# 標準化セミナー

## 戦略的標準化活用基礎講座 (1日間)

【東京開催】 2019年10月3日(木)

【名古屋開催】 2019年10月17日(木)

【大阪開催】 2019年10月31日(木)

## 規格開発エキスパート講座 (4日間)

※4日間通してご参加いただきます。

【東京開催】 2019年11月21日(木), 2019年11月22日(金),  
 2019年12月16日(月), 2020年1月23日(木)

### 参加のすすめ

- 企業戦略・事業戦略・製品戦略のために標準化をツールのひとつとしてとらえて活用し、事業を成功に導くために
- 「規格開発エキスパート」資格の登録を目指す方へ

標準化がビジネスにどのような影響を及ぼすのか、その効果や影響、活用方法を理解し、戦略的に標準化を活用することによって、事業を成功に導くことができます。標準・規格は決して与えられるものばかりでなく、自社の事業や製品にとって有利になるように企業が自ら積極的に作り、使うことが重要です。

本セミナーは「規格開発エキスパート」制度の登録要件にも指定されているセミナーです。「規格開発エキスパート講座」を修了すると、「規格開発エキスパート補」として資格申請が可能となります。

※本講座は日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し所定の申請を行うと、外部研修機関として単位認定される予定です。(「戦略的標準化活用基礎講座」は7単位、「規格開発エキスパート講座」は24単位)

### 対象

- 企業で経営企画、製品企画、研究、設計開発、品質管理、マーケティング、知財などの部門に所属する方
  - 弁理士、経営コンサルタント、ISO 審査員
  - 社内規格、団体規格、国家規格、国際規格の開発に携わる方
- ※「規格開発エキスパート講座(4日間)」は、「戦略的標準化活用基礎講座(1日間)」を受講された方を対象としております。  
 「規格開発エキスパート講座(4日間)」受講の前に「戦略的標準化活用基礎講座(1日間)」をご受講ください。

### 開催要領

#### 【開講日】

- ・ 戦略的標準化活用基礎講座 (1日間)
  - 《東京開催》 2019年10月3日(木)
  - 《名古屋開催》 2019年10月17日(木)
  - 《大阪開催》 2019年10月31日(木)

- ・ 規格開発エキスパート講座 (4日間)
  - 《東京開催》 2019年11月21日(木), 2019年11月22日(金),  
2019年12月16日(月), 2020年1月23日(木)

#### 【受講料】

- ・ 戦略的標準化活用基礎講座 (1日間)
  - 一般: 22,000円(税抜) 維持会員: 20,000円(税抜)
- ・ 規格開発エキスパート講座 (4日間)
  - 一般: 100,000円(税抜) 維持会員: 90,000円(税抜)

#### 【会場】 ※変更になる場合があります。

- 《東京》日本規格協会本部 (港区三田3-13-12 三田MTビル)
- 《名古屋》日本規格協会名古屋支部 (名古屋市中区栄2-6-1 RT白川ビル)
- 《大阪》日本規格協会関西支部 (大阪市中央区高麗橋3-2-7 ORIX高麗橋ビル)

## プログラム

※変更になる場合があります。

【戦略的標準化活用基礎講座（1日間）】本講座は日本弁理士会の継続研修として申請中です。

この講座を受講し申請を行うと外部研修機関として7単位が認められる予定です。

時間	内容
9:30-17:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 標準化の基礎                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規格の種類と内容（基本規格、試験方法規格、製品規格、プロセス規格）</li> </ul> </li> <li>■ 製品規格のビジネス活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネス効果（ネットワーク外部性、スイッチングコスト）</li> <li>・ 特許と標準化</li> </ul> </li> <li>■ インタフェース標準の活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インタフェース標準のビジネス効果</li> <li>・ モジュール化と利益確保</li> </ul> </li> <li>■ 試験方法規格のビジネス活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験方法規格の本質</li> <li>・ 試験方法規格による技術漏洩を防ぐ方法</li> </ul> </li> <li>■ プロセス規格のビジネス活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロセス/マネジメントを標準化する意味</li> </ul> </li> <li>■ 認証のビジネス活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証のビジネス活用（ブランド化と市場開拓）</li> </ul> </li> <li>■ 標準化する場所と範囲                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジュール標準のメリット・デメリット</li> </ul> </li> <li>■ 標準化を活かして使うための体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準化人材の種類と育成手段</li> </ul> </li> <li>■ 修了試験</li> </ul>

【規格開発エキスパート講座（4日間）】本講座は日本弁理士会の継続研修として申請中です。

この講座を受講し申請を行うと外部研修機関として24単位が認められる予定です。

内容（全日 9:30~16:30）	
1日目	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">■ 製品規格・試験方法規格のビジネス活用</li> <li style="width: 50%;">■ 知的財産・独占禁止法と標準化</li> <li style="width: 50%;">■ 標準化戦略の考え方</li> <li style="width: 50%;">■ 社内標準の便益についての考え方</li> </ul>
2日目	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">■ 国際規格の役割と ISO/IEC</li> <li style="width: 50%;">■ 国際規格の作成プロセス</li> <li style="width: 50%;">■ JIS 規格と開発プロセス</li> <li style="width: 50%;">■ 具体的な規格の解説 - 規格の要素の分析と解説 -</li> </ul>
インターバル	課題の実施…規格の分析・検討レポート作成
3日目	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">■ 規格の要素</li> <li style="width: 33%;">■ 規格の作成方法</li> <li style="width: 33%;">■ 規格原案の骨子（スケルトン）作成演習</li> </ul>
インターバル	課題の実施…規格原案の作成
4日目	■ ルールづくりの重要性 - 標準化を中心に - ■ 修了試験と解説

## 申込要領

### 【申込方法】

JSA Webdeskからお申し込みください。

トップページ (<https://webdesk.jsa.or.jp>)  
 ⇒セミナー・説明会⇒「研修の種類から探す」  
 ⇒「公開セミナー」⇒「標準化セミナー」  
 または、「日本規格協会 セミナー」で検索

FAXでのお申し込みの場合は、上記より申込書をダウンロードしてご使用ください。

お申し込みいただいた方には、受講のご案内（受講券、請求書、開催案内等）を原則開講1か月前にお送りいたします。請求書受領後30日以内にお振込みをお願いいたします。

定員になり次第、お申し込みを締め切らせていただきます。

最少開催人数に満たない場合は、開催を中止させていただく場合があります。

### 【キャンセルの取り扱いとお願い】

キャンセルの場合は開催1週間前までにWebdesk「お問い合わせフォーム」によりご連絡をお願いいたします。ご欠席の場合は返金をいたしませんので、代理の方のご出席をお勧めいたします。なお、キャンセル・ポリシーは以下の通りです。

#### ●キャンセル・ポリシー

7日前～2日前キャンセル	受講料の20%
前日キャンセル	受講料の70%
当日キャンセル	受講料の100%

## (ご案内) JSA 規格販売プラットフォームにおける団体規格のお取り扱いについて

日本規格協会グループ  
出版情報ユニット

日本規格協会グループ（以下、JSA）では、規格等販売について、下記の2つのプラットフォームサービスをご用意しております。規格販売に長年の実績をもつ当会プラットフォームをご利用いただくことで、これまで手間・時間を要していた規格販売に係る諸作業を効果的に削減でき、売り上げを向上することも可能です。この機会にぜひご利用をご検討ください。

### ① JSA Webdesk (<https://webdesk.jsa.or.jp/>)

JSA のウェブショップ（図 1）。規格の PDF 版、冊子版の販売をはじめ、書籍や標準試料などの物品もお取り扱い可能です。海外からのご注文にも対応しております。

### ② JSA ライブラリサーバ (<https://library.jsa.or.jp/index.php>)

JSA の規格閲覧サービス（図 2）。オンラインでデータベースにログインし、お客様がご契約した規格の PDF 版を複数人で閲覧することのできる法人向けサービスです。

表 1 サービス比較

	JSA Webdesk	JSA ライブラリサーバ
主な特徴	冊子、PDF、書籍、物品等の取り扱いが可能	オンラインで 24 時間 365 日、契約した規格の PDF 版が閲覧可能 規格の改正アラート機能等も使用可(※1)
販売方法	ダウンロードまたは郵送	PDF の閲覧
規格閲覧(PDF)の権限	購入者のみが閲覧可能	複数人による閲覧可能 (※2)
主な顧客対象	国内外の個人・法人	国内の法人
決済方法	カード払い、請求書(都度払い)	請求書(年間契約)
団体様にご用意 いただくもの	商品情報データ(書誌データ)および商品 (PDF/冊子/物品等)	規格情報データ(書誌データ)および規格データ (PDF)
その他	ページ更新は JSA が実施 商品の注文・請求・発送は JSA が代行	データベースの更新は JSA が実施 利用契約・請求は JSA が代行

※1 オプションサービス

※2 契約内容により可変。

図1 JSA Webdesk トップページ



図2 JSA ライブラリサーバ トップページ



本件に関するお問合せ

日本規格協会グループ 出版情報ユニット 出版情報企画チーム 並本

Tel:03-4231-8550 e-mail:namimoto@jsa.or.jp